

第37回広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

令和4年5月30日（月）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

秋田智佳子、中谷智子、西田篤、萩原幹史、牧真千子、宮崎智三、森實有紀
（新任）、森田倅平（新任）、山崎俊恵、山田豊子、山根以久子（新任）

[説明者]

梅澤美紀首席家庭裁判所調査官、前田勉次席家庭裁判所調査官、高原正好次
席家庭裁判所調査官、奥田裕家事首席書記官、木口直樹家事次席書記官、
原田和枝主任書記官、有馬素光少年首席書記官、富永正雄事務局長、坂東
正樹事務局次長、清木真穂総務課長

[事務担当者]

清木真穂総務課長、大西顕範総務課課長補佐

第4 議事

- 1 開会宣言
- 2 委員異動報告
- 3 委員挨拶、自己紹介
- 4 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあつた二人が傍聴することを許可した。

5 議事

「家事調停の充実に向けた調停委員の採用の在り方について」

[事務担当者]

本日の協議テーマに入る前に、前回の家裁委員会で少年事件における教育的働きかけの在り方について、委員の皆様から多く御意見を頂戴したところです。いただいた御意見を踏まえ、教育的働きかけの充実に取り組んでいる現状につきまして、御報告をさせていただきます。

[説明者]

前回の委員会では、少年に対する教育的働きかけとして、農業体験が有効ではないかという御意見をいただきました。当庁では、たまたま同じ時期に補導委託先の候補として、農業体験を通じて若者の自立を支援しているNPO法人の方にアプローチをしていたところでした。いただいた御意見というのは大変心強く、励みになりました。その後、このNPO法人に実際に補導委託として少年を預けたところ、その少年は自然の中でスタッフや、あるいは仲間とともに生活し、作物を育てるという体験を通して、自分の今までの生活や価値観の問題を振り返り、将来の進路も明確にする形で補導委託を終えることができました。いただいた御意見のとおり、働きかけとしての農業体験の可能性、有効性を実感した次第でございます。このNPO法人については、令和4年4月に当庁の補導委託先として正式な登録に至っております。

また、教育的働きかけの在り方について、少年サポートセンターの活動も参考にしはどうかという御意見もいただきました。これにつきましては、職員が「少年サポートセンターひろしま」を訪問させていただき、いろいろお話をお伺いすることができました。警察と教育委員会のコラボレーションであるという特色ある組織や、多くの機関やボランティアの方々との連携など、教育的な働きかけにおける地域との連携という点で大変参考になりました。

家庭裁判所が対象とするのは、事件が送致された少年であって、サポートセンターが主に対象とするのは事件化に至っていない児童・青少年であることから、1人の少

年について、家裁と少年サポートセンターで同時的な連携は難しい面があるとは思いますが、例えば、少年サポートセンターが関わっていた少年がその後事件を起こして家庭裁判所に送致された場合に、調査官が少年サポートセンターの育成官などからそれまでの少年の様子を伺うといった、いわばリレー式の連携の有効性については、少年サポートセンターの方々と認識が共有できたものと考えております。

さらに犯罪や非行のあった人の就労を支援する「広島県就労支援事業者機構」との連携を考えてはどうかという御意見もいただきました。また、インターンシップのような就労体験を教育的働きかけに活用してどうかという御意見もいただきました。これについても早速職員が機構を訪問し、活動の実情をお伺いしたところ、機構には犯罪や非行からの更生に理解がある事業者が多数加盟しており、保護観察所や広島県、弁護士会などとも連携しながら就労のあっせんや就労体験が行われているほか、就労に向けての助言や就労の妨げとなっている事情の解決の支援など、様々な活動が行われていることが分かりました。これらの活動については、家庭裁判所における教育的働きかけの面からも連携や活用が有効と考えられ、現在、機構側の御理解も得ながら連携の適切な枠組みについて検討しているところです。

[委員長]

本日のテーマは、家事調停の充実に向けた調停委員の採用の在り方についてです。

今日は、最初に調停事件の概況や、調停手続を取り巻く情勢、調停委員の任命手続等について担当者から御説明を差し上げ、ゲストスピーカーとして現職の広島家庭裁判所の調停委員二人から、家事調停手続における調停委員の業務の内容や、調停委員に求められていると感じておられる点について率直な御意見を述べていただきました。ゲストスピーカーの方に対してでも結構ですし、説明者の説明についてでも結構ですので、何か御質問がありましたらどうぞ御発言ください。

[E委員]

ゲストスピーカーの方にお考えをお聞きしたいんですけど、先ほど年齢の構成のこ

とで説明がありました。70歳未満ということに絞られているので、60代以降、定年退職された方が中心かとは思いますが、それについて、御自身が70歳になったときに辞退するほうがいいのか、それとも他の方を見ていて、70歳という縛りはやめたほうがいいのか、その辺りのお考えをお聞きしたいと思うんですけど、よろしくお願ひします。

[O調停委員（ゲストスピーカー）]

私は調停委員になって2年という若輩で、今年齡は68です。ですから、あと2年間なのですが、委員へのお答へになるかどうか分かりませんが、経験的にはまだ浅いなと思っています。70歳ということ意識して今やっぺいこうとは思っていますけど、周りの調停委員の方も見ていて、もう少し延びてもいいのかな、個人的な意見ですけど、そういう感じはしております。

[S調停委員（ゲストスピーカー）]

年齢のことは非常に難しい問題だと思います。私はまだ60代後半のところには行っていないので、もう少し時間はあるかなと思っていますけども、やはりなぜそこで年齢を区切られたかというところを考えると、やっぱり頭はしっかりしていても、いろいろ病気が出てきたりとか、そういったものもあるし、考え方に柔軟に対応することができるのかという、柔軟性がちょっと難しくなってくるお年頃が70歳ぐらいなのかなとは個人的に思っています。年齢の問題を解決するには、まだまだ議論が必要なんじゃないかなというふうに思っています。

[E委員]

ありがとうございます。個人的には、人生百年とかいうことで、定年も延びているので、全員、皆さんがそうではないかもしれないですけど、お元気でまだ頭もしっかりして、考え方も柔軟な人もいる、一定年齢を超えてもそういう方はいると思うので、その辺りはどう考えたらいいのかなと。ありがとうございました。

[J委員]

ちょっとお聞きしたかったのは、70歳を過ぎられた方というのは、調停委員の方の後輩指導とか、そういうこともなさっているのかなと思って、ちょっとお尋ねしたかったです。もうすっぱりそこでおしまいなんですか、70歳になられると。指導とかそういう立場にお立ちになるのかどうか。

[委員長]

実情としては、自主的な勉強会の講師役を引き続きやってくださる方もあるようには聞いておりますし、裁判所の中の仕事として、調停委員とは別にまた参与員という仕事がありまして、それは家事審判に意見を述べていただく仕事なんですけども、調停委員を卒業しても、そちらの参与員のお仕事を願います。ケースはあるかと思いません。

[C委員]

数字のことだけ確認したいんですけれども、1つは、調停委員の応募数がここ最近の数だけ出ていますので、10年ぐらいのスパンで、減っている現状があってという話なのかどうかを確認させていただきたい。それから、定員の推移というか、調停委員の構成について、かつてはもう少しいて今は減ってきているのか、それとも定員があつてこの数がずっと続いているのか、その辺りを確認させていただきたい。それから最後は、事件概況で3,000件ぐらいの数で横ばいなんだけど、本当はニーズはあるんだけど、調停委員の人数の関係でこうなるのか。それとも、そもそも調停の事件数はこんなものだという現状分析なのか、その数字に関する3点について、分かれば教えていただきたい。

[A委員]

男女の調停委員の比率を知りたいのと、経験年数ごとの比率、経験年数の浅い人が多いのか、先ほどおっしゃった十何年の方がどれぐらいいらっしゃるのかというのを、今回ではなくてもいいので、また知りたいです。

[委員長]

では、今のC委員及びA委員の御質問については、後ほど、休憩の後に説明者の方からお答えいただくということによろしいでしょうか。

(休 憩)

[委員長]

それでは、再開いたします。

まず、C委員からの御質問の応募者数が10年ぐらいのスパンでどんなものかという御質問についてはいかがでしょうか。

[説明者]

確認がとり切れているところではないんですけれども、基本的には先ほどリクルート活動のところで御説明させていただきました、過去の応募総数という辺りの人数で推移しているのではないかと承知しております。きちんと確認がとり切れている状況ではございませんので、そこは大変恐縮ですけれども、現時点におきましては、この程度で御了承いただければと思います。

[委員長]

ということは、従来は5人とか11人とか10人前後だったのが、今回は26に増えたという御趣旨ですかね。

[説明者]

はい。今回は多く応募いただけたかなと承知しております。

[委員長]

では次に、職業別の構成とかも大体こんなものできているのか、昔は違ったのかという辺りはお分かりでしょうか。

[説明者]

そこについてもきちんと確認がとり切れてはおらないところではございますが、大きく変わっているという状況にはないかなというふうには考えております。

今回、4月期で心理系の職種の方にたくさん入っていただいたところがございます

ので、その辺りは入ってきているところはあるかなとは思いますが、ただ、例えば会社員としての立場であったりですか、団体、理事とかってというような形であったりですか、どこか1つにまとめて入れられるという状況でもございませんので、あまり全体的な構成に影響が出るほどの心理職の方の増加状況というところではないというふうには考えております。

[委員長]

では、3つ目の、事件概況のグラフがありますけれども、これと調停委員数とか応募状況との関係という御質問でよかったですでしょうか。それについて何か説明できますか。

[説明者]

事件概況のところでお示ししております数字は、各年に新たに申立てがされたそういった調停、新規に申立てをされた件数を表示させていただいております。申立てがありましたら、裁判所としては、その事件、調停の事件期日を指定して、委員の方を指定して進めてまいりますので、申立ての件数と調停委員の方の各庁の人数は、特に連動というか、リンクするものではございません。いずれかの調停委員さんに、その当該事件を御担当いただくように割り振りをさせていただくということでございます。

[委員長]

C委員、あまり詳しい御説明ができませんでしたが、以上ということです。

[C委員]

質問したのはなぜかという、そもそもこのテーマが出てきたという辺りのことが、結局調停委員というのが応募者の不足だったり、いろいろな状況なんかがあるかなということがあっての今日のテーマかなというふうに思っていたので、だから応募がどんどん少ない状況だったり、それで充足が難しいということだったり、それから先ほど、単純に私がさっき言ったのは、人数として調停委員って、例えばたくさんい

て、その中からチョイスできれば一番いい状況であるじゃないですか。登録者数も年々減ってきていたりとか、その辺の現実的な状況がどうかというところを確認したかったんですね。やっぱり人が少ないという状況があるから、本当はもっとニーズがどんどんあるにもかかわらず調停ができないという現状、その辺の現状分析がどうかという意味で、さっきの応募者の数だったり、それから委員全体の人数だったり、それと比べての調停がどうかという、現状の分析を見たかったということなんですよ。ね。

[委員長]

今の点について、実際には調停の期日を指定すると同時に、調停委員の名簿に登載されている人の中から調停委員を指定するわけですが、そのときの苦勞とか、何か紹介できることはありますか。

[説明者]

そうですね、やはり期日が指定されて担当の調停委員を決めるという手法をとっておりますので、それぞれ委員さんのお仕事の御都合ですとか、御自身の御都合などで「この日はお受けできません」という回答をいただきまして、続けて何人か候補の方を次々当たっていくというような場合もございますし、皆さん御都合が埋まっていて担当いただける方がおられないというような場合には、委員の方に少し無理をお願いして都合を何とかつけていただいております。お引き受けいただくというような場合もございますので、なかなか苦勞があるというのが現状でございます。

[委員長]

ありがとうございました。

それから、A委員の御質問で、男女の割合とか経験年数についてはどうですか。

[説明者]

令和4年4月1日現在での男女比というところでございますが、男性が53%、女性が47%ということになっております。経験年数での比率を御指摘いただいたとこ

ろではありますが、これについては今数字を出せませんので、御了承いただければと思います。

[委員長]

それは、広島家裁全体ということですか。

[説明者]

はい、広島家裁全体でございます。

[委員長]

調停を担当しております私どもの感覚なんですけれども、最近では65歳で定年を迎えられる方が多くなり、調停委員としておいでいただけるのが65歳になられてからという方が確かに増えていて、そうすると70歳までだと5年ぐらいしかやっていただけない。一人前になられたかなという頃に辞めてしまわれるというところが悩みでございます。そういうこともあって、今回の話題事項と申しますか、その辺をどうしたもんだろうか、もうちょっと早くにおいでいただけるのか、それとも何かほかのことを考えなきゃいけないのかということもあって、今日こういうふうに皆さんの御意見を承るようにしたというのが1つの理由でございます。

[D委員]

一点だけよろしいですか。現職の方にお尋ねしたいんですが、特にS調停委員、御自身で長くやられていて、一人前になるまでどれぐらいかかられたんでしょうか。

[S調停委員（ゲストスピーカー）]

やっぱり5年ぐらいですかね。自分が正しいと思っていても、さっきの話にもつながると思うんですけども、必ずしも当事者にとっては正しくないことというのも多々あると思うんです。やっぱり先輩と一緒に組ませていただいて、先輩から盗んで自分のものにしていくという、それが一番大事かと思ってまして、それができるようになるまで、やっぱり5年ぐらいは必要かなというふうには思っています。

[D委員]

ありがとうございます。

[J 委員]

簡単な質問です。一度調停委員を始められた方は、結構ずっとなされるんですよね。途中で辞めようと思う方がいらっしゃるのかなと。

[説明者]

任期の更新の回数については、特段制限はございませんので、続けていただける方は長く続けていただいております。やはり体力的なものだったりとか、御家庭の事情とかで御退任される方というのもしらっしゃいます。

[委員長]

では、今日御意見をいただきたい事項の1つの家事調停委員に期待する役割については、何か御意見とか、大体こんな感じですねというイメージをしていただけたのかどうかという辺りは、いかがなものでしょうか。

[C 委員]

役割というか、どういう方向を目指していくのかというのはあるんですよね。一応裁判に至るまでの解決、話し合いで解決を目指すんでしょうけど、プロを目指していくのか、あくまでアマチュアというんですか、この仕事という感じがするんですよね。やっぱり調停がより複雑になってきたりとかするということであれば、今は余裕のある人が、社会的貢献とかボランティアということで、定義としてはアマチュアの考え方だと思っただけけれども、その辺りはどっちを目指していくのか。プロなら例えば給料も上げて、例えば弁護士さんなんかも入られていたけれども、そういう専門家がきちっと仕事としてやっていくというような役割なのか、その辺の位置付けとか方向性をどう考えるのかで、違うんじゃないかなということも思ったりするんですけどね。

裁判官でも弁護士さんでもそうでしょうけど、やっぱり経験が高くなるほど、より仕事としては質のいい仕事ができるわけですけども、現状とすると、短い期間でタ

ーンオーバーするしかない状況があるということは、いつまでたってもそれは深まっていかない状況というのはあると思うんですよね。その辺りの方向性をどう考えるのかということで、今後の在り方みたいなことも変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

[J 委員]

すごく難しいお仕事だなと思って、裁判官とか弁護士さんというのは、法律というものに守られているわけです。法律があるからこうですよ、ああですよって言えるけど、この方たちはそれがありませんよね。全部自分の、ある意味良心というか、そこがすごい大変なお仕事だなというのをすごく感じますね。そこが何か違う形があると皆さんもっと楽だろうなと思って、そこがやりがいでもあるかもしれないけど、それができる人というのは、難しいという気がします。

[委員長]

調停委員の方々は、必ずしも法学部出身とかではないこともあるんですけども、今の御質問に対して、どんなふうに調停をしておられるか、どんな心がけでやっていらっしゃるか、お答えいただけますか。

[O 調停委員（ゲストスピーカー）]

今 J 委員がおっしゃったように、私は裁判所にずっとおりましたが、ただ家庭裁判所調査官は法律家ではありませんので、その意味では人間関係的な勉強をしてきたわけです。調停はさっき言いましたように、司法手続の中でやっている以上は法律的なことも、当然ですけど知らないといけない。だから、幅広く勉強しないといけないというのと、あとプロを目指されるかと委員がおっしゃられましたけど、まさに私もそうだなと思いました。プロ的な要素を持って、常識的なというんでしょうか、両方兼ね備えないといけないので、きれいに言ってしまうと両方求められているなと思っております。だから、バランス感覚をいかに持って、その中で自分の専門性をどう生かすかということの両面を問われているなというのは思っております。

[S 調停委員（ゲストスピーカー）]

個人的な考えですけれども、仕事をする上では、どんな仕事でも、やっぱりプロ意識というのは持って仕事をするべきだと思っています。

ただ、家事調停ということに関して言うと、例えば離婚したいですというお話があったときに、離婚するのかもしれないのか、割り切れない人の心が絡んでくる問題が家事調停だというふうに私は思っているんですね。だから、プロフェッショナルであったほうがいいと思っていますけども、必ずしも学問的なプロフェッショナルというのは、ちょっと違うのかなというふうに思っています。

そこは経験値、仕事の経験値というよりは、人生の経験値。例えば子どもに会えないから面会交流を申し立てるといったときに、同じつらさとか、同じ痛みを味わったことがなければ、その人の気持ちは本当は分からないんじゃないかなって私は思っています。だから、人の痛みが分かるということになるとすれば、やっぱり素直な方というのが大事で、だから難しいか難しくないかと言われたら、個人的にはそんなには難しくないと思っています。

要は、当事者さんは聞いてほしいんです。離婚だったら、こんな思いで調停の申立てするまでになったんだという、その経緯を知ってほしい。それが分かってもらえたらストーンと落ちることも結構あると思うんです。そうなったときに、さっき言ったように白か黒かみたいな、はっきりしなさいというそういったものは、あまり必要ないのかなというふうに個人的には思います。

[委員長]

ありがとうございました。家事調停委員に求める役割というか、イメージとか、皆さんそれぞれ今日の説明とかを聞いていただいて、少しイメージを持たれたかなと思うんですけども、適任者を確保するためにどういうところに働きかけたらよいでしょうかという問いについては、何か御意見とかお知恵はないでしょうか。

[H 委員]

2つ目の問題に行く前に、1点目のところなんですけれども、私たち委員から見て、家事調停委員に期待する役割というものもあるかもしれませんが、ゲストスピーカーの方々からのお話があったところではあるんですけれども、やはり当事者の方が何を期待しているかということもあると思うんですね。ですので、非常に難しいとは思いますが、当事者として調停の経験された方などに、こういったことを期待して調停に望まれたのかというようなことのニーズ、確認するというのも、できればしてみるのはいかがかなというふうに思います。

もちろん当事者のニーズというものが家庭裁判所の家事調停の中で対応できるものか、すべきものか、というのはまた別ではあると思うんですけれども、そのようなことを一度試行してみてもよいのではないかなと思いました。

[委員長]

ありがとうございます。一番目の家事調停委員に期待する役割についてでも結構ですし、適任者確保のためにこういうところに働きかけたらどうかということについても。

[A委員]

現調停委員からの体験談の中に、傾聴する、しっかり人間味を持って聞くということが大事だという話があったと思います。やっぱり高齢だと考え方が固まってしまうので、福山支部のように40代とか50代をもっと増やしていくべきだと思うんです。ですので、例えば子育てをしておられるお母さん方とか、PTAなり子ども会連合会なり、民生委員児童委員の協議会とか、いろいろな新たな分野の方々に声かけのルートというのをぜひつくっていただきたいなと思っています。

それと、福山支部は行政書士さんと司法書士さんが割と多いようになっています。弁護士よりも行政書士、司法書士さんの方が、在日の方の比率が高いと感じています。外国人対応という意味でも、女性という視点からも、多様性というのをもっと家庭裁判所で考えていっていただきたいと思っています。やはりジェンダーなことと

か、そういった新しい考えにはなかなかついていけないというところがありますので、ぜひ若い考えを入れていっていただいた方がいいなと思います。

私、調停委員をやっておりまして感じるのは、弁護士を申立人も相手方も全然つけていないし、弁護士に相談したこともない人が8割とか、そんな印象なんですね。なので、先ほどの、話を聞いてほしいんですというのがありましたけど、話を聞いてもらったことがない人が初めて調停の場に来て言うわけです。なので、事前に弁護士に無料相談などに行ったりとか、弁護士に依頼した方というのは、十分に自分の気持ちは言ってらっしゃるんですけど、初めてこの建物にやってきて、初めての自分の言い分を言う機会を与えられたというときには、やはり傾聴する力、ケアの力にたけている、共感力のある方になっていただきたいなと思います。

[委員長]

ありがとうございます。

[B委員]

私は教育の現場におりますので、今教員が不足しているというような話というのは、もう皆さん御存じだと思います。本市においては、教員が足りないということはそんなにないんですけれども、でも学校の中で手厚い支援をしていくために、様々な立場の先生が学校の中に入ってくださっています。一昔前に比べたら、そんな立場の先生がっていうような、本当にたくさんの立場の先生がいらっしゃってくださって、子どもの数は減っていますけれども、教員の数はそんなに変わらないというのが現状です。

教員はどこに目をつけるかというところ、やはり再任用というところなんです。退職者の方々に、今まで培ってきた力をしっかりともう一回教育の場で発揮してほしいということから、再任用というのが今のところは65までということになっています。臨時採用という立場であれば、実は無制限なんです。年齢制限がないんです。

先ほども2年目というふうにおっしゃっていたんですけれども、5年目ぐらいから

順調にいくというようなこともおっしゃいました。ぜひ任用期間をもう少し長くというのも、あってよいのかなということをおもいました。

それからもう一点が、若い人を調停委員にというお気持ちもおありのようですが、そうなったときには、これだけが生業となるものではないので、ボランティアでということであれば、なかなか若い人に入ってきてというのは、厳しいところがあるのかなという思いがするんです。そしたら、手っ取り早くという言葉は失礼かもしれませんが、処遇改善というところを考えていかれるというのは、やはりより人材を集めていくためには、1つの方法かなということもおもいました。

[委員長]

ありがとうございます。

[I 委員]

すみません、主婦の立場から伺わせていただきます。

女性の調停委員の数がほぼ半数ぐらいだということと、少し安心したところではございます。離婚の相談をしに行くときに、20代の方が離婚するときに、40代の方が受けてくださって話を聞いてくださるならよろしいですけど、今は熟年離婚とかがはやってるのに、あまり若い人が相談に来られてもちょっとなところはあるんですけど、そういうときは、依頼されるとき、そこら辺は考えていただいているのかなと思って、今ちょっと質問してみたところです。お願いいたします。

[委員長]

20代の方の離婚事件と60代の方の離婚事件で、指定する調停委員について、何か配慮をしていますかということですかね。

[説明者]

1つの事件について、調停委員を2人指定する形にしておりますので、様々な組み合わせで、年齢層にも対応できるように考慮はしております。

[D 委員]

私自身が家事調停を経験したことがございまして、それは相続だったんですけど、やっぱり社会の仕組みとして、家事問題に関する調停制度というのは、これからも絶対に必要だと思うんですね。一方で、そうした社会に必要な様々なソーシャルワーカーの報酬って、十分ではないですね。ただ、それであってもたくさんの人を確保して、回していかないと我々の暮らしってよくなれないと思います。そうすると、今ある報酬を簡単に待遇改善できないという前提でいくと、どう働いていただくかと、その役割を担っていただく方とのマッチングを高めていくという仕掛けづくりが必要だと思います。

1つは、青年の取組で、分かりやすく言うとロコミで人集めをする、これは大いにやっていただくことが一番だと思います。もう一つは、より多くこの制度を認知していただいて、ボランティアをしようとか、こういった形で社会の役に立ちたいと志を持っていただく方を、要は採用の母集団にいかに集めるかという仕掛けづくり、そういった取組が絶対に必要になってくると私は考えます。

もう一つは、採用の仕方を改善するというのが大切かなと思います。前者で言うと、応募の方法を、もっと40代から50代前半までの方に届くような採用募集というのをしっかりとやっていく。私自身のふだんの生活の中で、家事調停委員募集というのを目にしたことはございません。要は、募集要綱が届いていないということではないかと思います。

母集団が仮に集まったとして、どう選ぶかというのは次の課題になってきます。現役の委員の方から御発言があったように、やはりバランス感覚があって、自分の考え方に凝り固まらないとともに、やはり働きとして、世の中の役に立ちたいという思いがある人を選ぶということが必要であろうかと思えますから、募集制度の書類選考の在り方だとか、面接選考の在り方というのを、割と機械的にできるように。例えば私も人事なんかやりましたが、今はSPI試験に代わる新たな筆記試験があって、この人は利己的な人なのか、他利的な人なのかというのが点数で出てくるような調査報

告がございますので、そういったものを広く入れることによって、この人に任せても大丈夫だという母集団をいかに40代半ばから50代前半の層で確保するということが必要かなと思います。

若い人という言葉が出ましたけれども、私自身、家事調停を経験した人間とすれば、なかなか若い人に委ねられる業務ではないというふうな思いでおります。

[委員長]

ありがとうございました。

[J委員]

募集して採用されたら、すぐに調停委員になられるわけですね。だから、研修というのがしっかりあってもいいんじゃないかなと思って、それこそ70過ぎた方とかがしっかり講師をされて、そこで1年とまでは言いませんけど、そういう制度があって、そこを通った人になるというのも1つの手かな。そうすれば、一般の人に募集したっていいと思うんですよね。おっしゃるように、採用するかどうかはその後なんです。研修で、やっぱりこの人向かないねって、御自身もやっぱり向かないねって思う人もいるかもしれないので、そういう研修制度みたいなのを、一般募集されるというのもすごくいいかなと思って。

今回、臨床心理士さんとかそういう方が多かったじゃないですか。やっぱり私は偏ると思うんですよね。だから、いろいろな立場の人がいて、いろいろな意見を言う、難しいんですけど、そういう集団であってほしいかなと思って、じゃないと、同じようなタイプの方が集まり過ぎると、同じようなことでないといけないこともいっぱいあるんですけども、ちょっと考え方の幅が広がっていく、人間の幅も広がるんじゃないかなというので、おっしゃったみたいに募集したらどうかなって、一般公募みたいな。研修制度をつくるということですね。

でも定年は、今は本当にお元気な方がたくさんいらっしゃって、もう80歳近くても、80歳過ぎてもすごい元気な人はたくさんいて、私もそういう女性の方を見ると

すごく励みになるんですけれども、私は今66歳なんですけれども、やっぱり自分ではもう終わりかなと、ちょっと変な言い方ですけど、もう難しいなと自分で思っていて、後に譲るべきだなんて自分では思っていて、私の父は74歳ぐらいに突然倒れて亡くなって、会社はちょっと混乱したりしましたけれど、やっぱり年齢制限というのはあったほうがよくて、まだお元気でちゃんと指導ができる方であれば指導者みたいな形で、別のお仕事があるとおっしゃいましたけど、そういう形で後輩を育てるということもなさってもいいし、すごい大事なお仕事なのに、きちんと育てる制度があったほうがいいんじゃないかなと思いました。

[委員長]

どうもありがとうございました。

いろいろお伺いしたいんですけども、だんだんと時間がなくなってきてしまっていて、最後に何か、ぜひこれはという方がいらっしゃればお願いいたします。

[H委員]

いただいたチラシの案なんですけれども、ホームページ、ウェブサイトに掲載するとかの予定はあるのでしょうか。

[説明者]

今考えているところでは、今日委員の皆様から、例えばこういうところに行ってみたらどうでしょうかとか、そういった御意見をいただいたところにこういったものがあるということ、チラシを置かせていただいて、お知らせできるようなことができたらいなというのが1つでございます。

ウェブサイトのほうに載せるかどうかというところについては、広報の在り方についてももう少し検討しないといけないかなと思っているところもございますので、今の時点では考えられる機関のほうに置かせていただくというようなところはさせていただきたいというのが、今考えているところでございます。

[委員長]

よろしいでしょうか。もし何か、ここに持っていったらどうとかっていうことがあれば、御紹介いただければありがたいという話ですね。

[説明者]

はい。いただけると大変ありがたいと思います。

[委員長]

分かりました。何かその辺もありましたら、また事務方までお知らせください。

[A委員]

広島家庭裁判所だけで解決できる問題ではないと思うんですけど、やはりボランティアに近い報酬では人を募集するというのは元々難しいと思っています。ここを上げていかないといい人が集まらないというふうに思っております。

[委員長]

いろいろと貴重な御意見をたくさん頂きましてどうもありがとうございました。これで意見交換を終わりたいと思います。

6 次回日程及びテーマ

(1) 次回開催日時

令和4年12月9日（金）午後3時

(2) テーマ

家事調停におけるウェブ会議について（仮）